

○障害児福祉計画における量の見込みと確保方策

(1) 流山市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について

「流山市地域福祉計画」とは、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

また、流山市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、流山市地域福祉計画で示された部分について、事業の実効性や具体的な目標数値を中心にまとめています。計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間で、流山市福祉施策審議会において審議を行っています。

については、子どもをみんなで育む計画と連携を図る必要があるため、本会議においても、議論を行います。

なお、現在、審議中であるため、内容が変更となる可能性があります。

(2) 実績 《計画(案)の一部抜粋》

(4) 障害児通所支援等の実績

各サービスの利用日数、利用者数は、年々増加傾向となっています。特に、対象就学児等を対象とする「放課後等デイサービス」は、平成27年度から平成28年度において、利用日数は約1.5倍、利用者数は、約1.35倍増加しており、第4期障害福祉計画の見込み以上に増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,012	1,184	
	利用者数【人/月】	77 (83)	101 (91)	(100)
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	1	
	利用者数【人/月】	1 (1)	1 (1)	(1)
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	1,197	1,804	
	利用者数【人/月】	96 (94)	130 (103)	(113)
	市内事業所	9 (5)	13 (6)	(7)
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	2	4	
	利用者数【人/月】	2 (6)	3 (7)	(10)
障害児相談支援	利用者数【人/月】	23 (75)	44 (81)	(90)
	市内事業所	5 (4)	6 (5)	(6)

* () は、第4期流山市障害福祉計画の見込み量です。

(3) 国の基本指針における障害福祉サービス等の目標の設定
《計画（案）の一部を抜粋》

1 国の基本指針の見直しに係る目標の設定

国の基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）では、平成32年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、国の定める基本指針において示された目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

平成30年度末までに障害者福祉推進会議や地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

また、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1箇所ずつ確保するとともに、医療的ケア児に対する支援のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

項目	目標値	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	重症心身障害児の支援には専門性を必要とすることから、圏域での確保等についても検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	

- (4) 障害児福祉サービスにおける量の見込みと確保方策
 ≪計画（案）の一部を抜粋≫

3 第1期障害児福祉計画における各サービスの見込みと確保の方法

第1期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第4期障害福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

(1) 児童発達支援 児

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,510	1,673	1,836
	利用者数【人/月】	122	136	149

【見込量確保の方法】

○児童発達支援センターつばさを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援 児

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○本市には医療型事業発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

(3) 居宅訪問型児童発達支援 見

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに実施する事業です。事業の実施にあたっては、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス 見

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	2,762	3,241	3,720
	利用者数【人/月】	154	181	208
	市内事業所数	16	18	20

【見込量確保の方法】

○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。

○各事業所によって提供される支援の質に大きな開きがないように、国の「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、支援の一定の質を確保するよう事業所への情報提供とサービスの質の確保への協力を呼び掛け、質の高い支援体制を確保します。

(5) 保育所等訪問支援 見

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	6	7	8
	利用者数【人/月】	5	6	7

【見込量確保の方法】

- 保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

(6) 障害児相談支援 見

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数【人/月】	86	107	128
	市内事業所数	8	9	10

【見込量確保の方法】

- 流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。
- 障害児通所支援等の事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。
- 児童発達支援センターつばさによる「療育相談」や障害者支援課が実施する「発達障害講演会及び相談会」を定期的開催し、保護者等が子どもの成長や発達等に関する不安を解消するとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。